ロ　イ(3)(i)から(xii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ　［略］

［十五～二十四　略］

二十五　業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

［二十六～三十一　略］

三十二　業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

イ　前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

［ロ・ハ　略］

［三十三～四十　略］

［4～12　略］

附　則

（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係）

第三十四条　法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える農林中央金庫法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十九条第一号	及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関	、破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関及び経営困難特定承継会

ロ　イ(3)(i)から(xii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ　［同上］

［十五～二十四　同上］

二十五　業務代理組合において、金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

［二十六～三十一　同上］

三十二　［同上］

イ　前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

［ロ・ハ　同上］

［三十三～四十　同上］

［4～12　同上］

附　則

（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係）

第三十四条　［同上］

読み替える農林中央金庫法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十九条第一号	及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関	、破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関及び経営困難特定承継会